

## 第27回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録 (要旨)

- 1 開催日時 平成24年9月27日 (木) 18時30分から20時33分
- 2 開催場所 新ごみ処理施設現場事務所 大会議室
- 3 委員出欠 出席 26人 (欠席者3人)  
出席委員 石坂卓也 (副会長)、石丸和弘、伊地山和茂、大谷一江、小林又市、  
小林義明 (会長)、小松増美、佐々木善信、嶋田一夫、清水八千代、  
鈴木和夫、田中一枝、馬部昭二、牧野隆男、増田雅則、町田宇平、  
水野浩、山添登、山本益雄、和田純男、浜三昭 (副会長)、吉野弘巳、  
荻原正樹、佐藤昌一、竹内富士夫、長岡博之
- 4 出席者  
参 与 河村孝 (三鷹市副市長)、小林一三 (調布市副市長)  
事務局 田中實、深井恭、奥山尚、飯泉研、飯高秀男  
J F Eエンジニアリング株式会社 大村嘉則  
パシフィックコンサルタンツ株式会社 宇田川学
- 5 傍聴者 5人

## 【議事次第】

- 1 開会
- 2 協議事項  
(1) ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書 (案) について  
て  
(2) ふじみ衛生組合新ごみ処理施設試運転に関する協定書 (案) について
- 3 その他  
次回日程
- 4 閉会

## 【配付資料】

## 議事次第

- 【資料1】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書関係書類一式

【資料2】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の課題  
(第18回～第26回地元協議会において出された課題)

【資料3】 ふじみ衛生組合新ごみ処理施設試運転に関する協定書(案)

## 【会議録】

18時30分 開会

### 1 開会

事務局 : 【配付資料の確認】

会長 : ここから、私が議事進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。  
します。

まず、会議の時間、一応8時半までということでございますので、議事進行にご協力、よろしくお願いいたします。また、本日も両市よりA参与、B参与、ご出席をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。また、参考人として、パシフィックコンサルタンツ、JFEエンジニアリングにもご出席いただいております。

本日は、26名の委員の皆様のご出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

### 2 協議事項

(2) ふじみ衛生組合新ごみ処理施設試運転に関する協定書(案)について

会長 : 前回の地元協議会のときも申し上げましたが、今後の新ごみ処理施設のスケジュールから、できれば9月中には協定書をまとめたいと申し上げました。基本的に今回で本協定書をまとめたいと思いますが、限られた時間での審議になりますので、既に終わった内容の質疑などはご遠慮いただきたいと思っております。議事進行にご協力お願いいたします。また、質問に関しては、簡潔に、時間をとらないようにしていただければ、大勢の方に質問していただけると思っておりますので、その点もご協力をお願いしたいと思います。状況によっては、次回についても考えていかなければいけないかなとも思っておりますので、ということでございます。

それでは、協議事項に入らせていただきます。まず、先に協議事項(2)のふじみ衛生組合新ごみ処理施設試運転に関する協定書(案)について、

前回説明をしておりますが、ご質問のある方、どのぐらいいらっしゃいますか。

B 委員 : 資料の確認をもう一回やってくださいよ。何だかわからない。

会 長 : 資料の確認は、各自でお願いをすることによってしておりますので。

a 副会長 : 資料は、3になります。前回ご説明して、前回のご意見がなかったものでございます。

会 長 : そうですね。前回、ご意見なかったのです。

(「なし」の声あり)

会 長 : なしということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 : それでは、事務局は、この内容で協定書締結の手続をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(1) ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書(案)について

会 長 : それでは、(1)のふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書(案)について入りたいと思います。

前は4章と附則を含めて、全体について協議いたしました。前回ありました意見、課題等について、事務局から説明、お願いいたします。

G 委員 : それでは、私から、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の課題ということで、第18回から第26回の地元協議会の課題のまとめのうち、26回の部分について、ご説明させていただきます。

資料につきましては、本日お手元でございます資料1ということで、これは環境保全に関する協定書関係書類一式で、附箋が1-1、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8とついております。これが1つ。それから資料2として、A4の横書きのものです。この2点を使って、ご説明をさせていただきます。

それでは、まず資料2、A4の横書きのもの、「第18回～第26回地元協議会の課題のまとめ」をごらんいただきたいと思います。このまとめのうち、前回第26回で議論いたしましたのが青色で書いてございますので、青色の部分について、ご説明をさせていただきます。

それでは、第1章総則、第2条の3でございます。一番上の段に青色がございます。協定書の中で、「協定を」、「この協定」、「本協定」など表記が

さまざまなので、「本協定」で統一すべきであるというご意見でございます。これにつきましては、修正をさせていただきます。どのように変えたかというところでございますが、資料1の附箋の1-1、協定書（案）を変えております。まず、第1章の上の部分、条文の上の部分です。最後の行です。「次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する」ということで、ここで、まず「本協定」と位置づけをしております。そして、これに伴いまして、第1条、目的のところでございますが、「この協定は」というものを「本協定は」に修正しております。もう1点、これに関連しまして、この協定の最後になります、附則というものです。第17条、協定の効力の下に附則と書いてございます。この附則のところ、「この協定は、平成25年4月1日から施行する」という部分について、「本協定は」と修正しております。

続きまして、2点目です。「年間ごみ処理計画及び年間ごみ処理実績並びに年間環境保全計画及び年間環境保全実績等について、甲に報告するものとする」とすべきであるというご意見でございます。これにつきましては、第2条の3ではなく、第7条に第3項を設け、対応いたします。

ということで、1-1になりますが、協定書（案）の第7条をお開きいただきたいと思っております。第7条の3項でございます。「乙は、第1項の環境測定に係る年間の測定計画及び結果について、甲に報告するものとする」ということでございます。これをつけ加えさせていただきました。

それでは、次に入ります。少し飛びますけれども、今度は第2章、環境保全対策の第8条に青い字があると思っております。第8条第2項に、別表2も加えるべきであるというご意見、そしてまた、環境測定全般についても広報、ホームページで公表すべきであるというご意見でございます。これにつきましては、第8条第2項に別表2を追加いたします。そして、第3項に前条を追加しますということです。

まず、条文のほうの確認をお願いいたします。1-1、データの公表、第8条でございます。その第2項、2と書いてあるところです。「乙は、別表1及び別表2の各項目について、ふじみ衛生組合、三鷹市役所及び調布市役所の施設内において常時表示するものとする」ということで、ここに別表2を加えましたので、別表2の放射能の自主規制値を設けたものについても、ふじみ衛生組合、三鷹市役所、調布市役所で表示をするという

こととなります。

続きまして、第3項でございます。「乙は、前2項及び前条の測定データについて、広報紙及びホームページ等で公表するものとする」ということで、「前条」を追加いたしましたので、第7条で測定した項目、つまり環境測定全般について、広報紙及びホームページ等で公表することといたしますということです。

それでは、また資料2のほうに戻っていただきまして、今度は第3章、監視体制の第10条でございます。ここにつきましては意見がたくさん出ておりますので、1つずつご説明させていただきます。

別冊(3)として施設の範囲、可燃施設、不燃施設の概要図面をつけるべきであるというご意見でございます。その回答でございますが、必要な配置図等の概要図面を添付しますということで、本日は参考例としまして、附箋の2-8に参考図面をつけさせていただいております。全体の配置図、可燃施設の処理フローシート、不燃施設の処理フローシートがついてございます。こういったものを、協定を結ぶに当たってはつけさせていただきたいと考えております。

続きまして、協定書の「別に定める」となっているところが明確にわかるように、附則1、2、3となるように整理をすべきであるというご意見でございます。これにつきましては、協定書の附則といたしますと、附則の変更の都度、各自治会長等の押印が必要となり、効率的ではありませんので、やはり協定書とは別扱いとなるよう別冊としたいと考えております。

続きまして、標題に安全衛生は要らないというご意見でございます。これにつきましては、要綱の標題は、施設の安全及び住民の健康衛生面を意識したものでございますので、安全衛生という言葉をつけさせていただきたいと考えております。

続きまして、専門委員会の委員について、ご意見をいただきました。1つ目が、(6)の地元協議会の住民委員を2名とすべきということです。これは、附箋の2-3を並行して見ていただければと思います。附箋の2-3、設置要綱(案)をごらんいただきたいと思います。第3条の(6)の地元協議会の住民委員を各2名、三鷹市2名、調布市2名とすべきであるというご意見です。それから、においの問題もあるので、敷地の北、西、南のふじみ周辺の自治会の委員3名を加えて7名とすべきであるという意

見。それからもう1つが、住民委員は委員の要望により各市1名ずつ増やして4名としてきた。学識経験者が4名となっているが、専門委員会にスペシャリストが必要ならば、第6条第4項があり、意見を聞ける。つまり、第6条第4項を見ていただきますと、委員長が必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞き、または説明を求めることができると書いてあります。また、第3条(10)、第10号ですけれども、その他管理者が認める者で、組織の増員は可能であるので、学識経験者は4名ではなくて、2名でいいのではないかという、3つのご意見をいただきました。

これらの意見につきましての回答でございますが、専門委員会は専門性をより高めるため、学識経験者を4名といたしましたけれども、必要などきに出席してもらうため10号を加えましたので、もとに戻します。学識経験者を2名とし、住民委員は正副会長を含め計4名といたしますということでございます。

これにつきましては、附箋の2-3、設置要綱(案)第3条、組織でございます。その第1号、(1)と書いてあるところでございますが、学識経験者「4」に横棒がありまして「2名」ということで、2名に戻しております。ここは直したところですので、本来水色で書いていなければいけなかったのですが、大変失礼いたしました、黒になっておりますが、ここを修正しております。

続きまして、学識経験者の人選でございます。学識経験者の人選は、地元協議会住民委員の意見を取り入れることというご意見でございます。これにつきましては、前回もお答えいたしましたとおり、事前に推薦者があれば、その方も含めて人選を検討いたしますということでございます。人選について議論となりますと、地元協議会に候補者の方の名前が出てしまいます。これは非常に難しいということで、事前に推薦者があれば、その方も含めて人選を検討するという前回の回答とさせていただきます。

続きまして、同じく第10条です。専門委員会ではなく、住民委員を増やし、特別委員会という名称にしたかどうかというご意見でございます。それと、専門委員会は地元協議会の中にあるべき。概念図の地元協議会と専門委員会が点線ではなく、実線で結ばれるべきであるというご意見でございます。これにつきましては、概念図でも提案しましたとおり、住民の

健康被害の防止、施設の運転を監視する目的で、乙が、専門的な見地での提言を受け、責任のある立場で対応するために、専門委員会としますということで、名称につきましては、特別委員会ではなく、専門委員会ということでございます。また、地元協議会の中ということでなく、概念図のとおり、外ということで、原案のとおりとしたいと考えております。

続きまして、第3章の第14条でございます。損害賠償の関係でございます。これにつきましては、3つご意見をいただいております。損害賠償の被害者の立証は難しいが、立証しない限り補償されないので、加害者側が実証すべきであり、14条の2の「対応するものとする」は、「補償するものとする」とすべきであるというご意見。それと、健康被害は14条の2で対応するなら、「専門委員会の調査、審議の結果を最大限尊重し」とすべきであるというご意見。そしてもう1つが、第14条の2は要らない。14条に、「ただし、甚大かつ深刻な健康被害が生じた場合は、この限りではない」と加えればよいというご意見をいただいております。

これについての回答でございますが、この問題につきましては、専門委員会でルールを定め、それに基づき専門的な見地から提言をいただき、専門委員会及び関係機関の意見を尊重し、誠意を持って解決を図るものいたします。それに伴いまして、第14条の2の条文を修正したいと考えております。

ということで、1-1、協定書の案の第14条の2をごらんいただきたいと思っております。14条の2、「乙は、地域住民に健康被害が生じた場合は、専門委員会及び関係機関の意見を尊重し、誠意をもって解決を図るものとする」ということで、「誠意をもって解決を図る」ということで、一步踏み込んだ表現にしております。

続きまして、第4章その他、第15条でございます。これにつきましては、協定の期間並びに施設の稼働期間についてのご意見をいただいております。まず1つ目でございますが、第1項は、本協定の有効期間は締結後20年間とし、期間満了までに甲乙協議し、本協定の期間延長ないし改定をすることができるというご意見でした。

このご意見につきましては、原案のとおりということで回答させていただきます。原案とは、施設の稼働が停止するまでというものでございます。20年間で区切るのではなく、施設の稼働が停止するまでとさせていただきます。

きたいと思います。

続きまして、2つ目のご意見ですが、覚書で、今後の「あり方」を「稼働期間」か「操業期間」と明示すべきであるというご意見と、第2項として、「甲と乙は本協定締結後15年経過した時点で、施設の稼働実績、環境影響評価とその後のあり方について地元協議会において協議するものとする」と加えるべきである。つまり覚書ではなくて、協定書第15条の第2項として、条文に加えるべきであるというご意見でございます。

これにつきましての回答でございますが、今後のあり方については、15年経過した時点で、法や制度の改正、両市のごみ処理の見直し、施設の技術革新及び施設の稼働期間等も含め、総合的に協議を行いたいと考えているところでございます。それから、覚書ではなくて、協定書の条文に加えるべきであるというご意見でございますが、これにつきましては、やはり条文ではなく、覚書で対応したいと考えております。と申しますのは、本協定書は、可燃施設と不燃施設、両施設の協定書でございます。一方、覚書の内容につきましては、可燃施設のあり方についての覚書と認識しております。やはり可燃施設のみのことですので、覚書で対応したいと考えております。

続きまして、第3項として「第13条の苦情処理、第14条の損害賠償に関しては本協定期間満了後も有効とする」を加えるべきであるというご意見です。このご意見の趣旨でございますが、第13条の苦情処理についても、協定が終了したとしても、その後、苦情処理が残っているかもしれないので、協定期間満了後も苦情処理については有効にしてくださいというご意見でございます。

これにつきましては、ご意見を踏まえまして、第15条のただし書きで対応することといたします。ということで、1-1、第15条でございます。協定の期間、「本協定の有効期間は、施設の稼働が停止するまでとする。ただし、前3条の規定は、この限りではない」。「2条」を「3条」にしています。ですので、3つさかのぼれますので、1つさかのぼりますと第14条の2、もう1つさかのぼりますと第14条、そして3つさかのぼりますと第13条ということで、苦情処理まで入りますので、苦情処理まで含めまして、この限りではない。施設が稼働停止したからといって、終わりではないということでございます。そういった形で対応させていただきた

いと考えております。

以上で、前回のご意見、ご質問に対しての回答を終了いたします。

会 長 : 前回の協議事項について、説明がありました。また、前回、E委員から書面にてご意見があり、一括して事務局からその回答について提案がありました。その内容について、今回も欠席されているE委員から再び書面にてご意見がありましたので、またこの場で皆さんに配付させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 : ありがとうございます。配付、お願いします。

(資料配付)

会 長 : それでは、これにつきましても、事務局から説明お願いいたします。

G 委員 : それでは、今、お配りいたしましたE委員のご意見でございますが、大きく3点、ご意見、ご質問をいただいております。

1点目が有効期間について、そして2点目が条文追加について、3点目があり方覚書への質問ということでございます。これにつきまして、E委員の質問並びに事務局の考え方を示したいと思っております。

まず1点目、有効期間について。①施設には焼却施設と不燃物処理施設があり、どちらかの施設の稼働が停止すれば、本協定は終了することと考えていいのか。それとも、両方の施設が稼働停止するまでとなるのか。これまでの議論では焼却施設が対象となっているので、焼却施設の稼働が停止するまでと明確にすべきではないのかというご質問でございます。

これにつきましての事務局の考え方でございますが、本協定は可燃施設と不燃施設の両施設に関する協定でございますので、両施設が稼働中は本協定も有効であると考えますので、原案のとおりとさせていただきたいと考えております。

続きまして、②でございます。「施設の稼働が停止するまで」とは、施設、特に今回新設する焼却施設の耐用年数と考えていいのか。焼却炉の耐用年数は30年と聞いているが、30年を超えて稼働することがあるのか。30年を超えての稼働は、原則として認められないと思うというご質問、ご意見でございます。

これにつきましての事務局の見解でございますが、要求水準書、仕様書では、民間事業者はプラント設備を約30年使用することを前提として設

計、建設業務及び運營業務を行うこととすると記載しておりますけれども、30年間と限定しているわけではございません。ということで、30年というお約束はどこにも書いていないということでございます。

続きまして、③でございます。稼働停止後は、環境保全協定を解消することを言っているので、新たな焼却炉をつくり、協定を結ぶことはないとも読める。その点の見解は明確にしてもらいたい。つまり、今回限りの焼却施設建設であって、次の焼却施設の建設は、この地区では行わない考えなのか、それとも、この地区を永久的にごみ処理場とする考えなのかというご質問でございます。

これにつきましての事務局の回答でございますが、法律や制度の改正、ごみ処理に係る技術革新、両市のごみ処理計画の見直し等を踏まえまして、可燃施設の今後のあり方について、15年後に地元協議会において協議を開始するという覚書の案となっておりますので、これをお願いしたいと考えているところでございます。

続きまして、④でございます。施設の稼働停止とは、焼却炉2系列のうち、どちらかが稼働停止となったときと考えていいのか。また、片方を修理しながら、施設の寿命を伸ばしたりすることはないのか。施設が老朽化したのに、欲張って稼働期間を延ばすことは、福島第一原発の例を見るまでもなく、重大な事故につながると思うので、当初の耐用年数を超えての操業は認められないというご意見でございます。

これにつきましての事務局の見解でございますが、施設の稼働停止とは、焼却炉を含む施設の全面稼働停止を指します。なお、焼却炉は原則2炉運転を行い、1炉運転の場合でも、それぞれの焼却炉の稼働時間ができる限り同じになるよう、バランスよく運転していきますので、2炉ほぼ同時に施設の老朽化が進むことになりましてということで、1炉だけ老朽化が進むということはないということでございます。

続きまして、⑤でございます。有効期間内にふじみ衛生組合が何らかの事由により解散、消滅、または構成自治体に変更があった場合は、有効期間内であっても、本協定は有効期間を終了すると考えていいのか。将来、自治体の統合やふじみ衛生組合の構成市が変更となったときはどう考えるのか、見解を伺いたいということでございます。

これにつきましての事務局の見解でございますが、本施設が稼働してい

る限り、協定内容が引き継がれると考えております。

続きまして、大きな2点目でございます。条文追加についてというご意見でございます。ふじみ衛生組合が操業を委託する事業者に対し、本協定の内容を守らせることを条文に追加して、保証してもらいたいというご意見でございます。

これにつきましての事務局の見解でございますが、ふじみ衛生組合が本協定の内容を守るということは、すなわち委託事業者が守るということと同じでございます。委託事業者に本協定の内容を守らせるということは、ふじみ衛生組合と委託事業者との契約の内容となりますので、本協定にそこまで書き込むのはなじまないと考えているところでございます。

続きまして、大きな3点目、あり方覚書への質問でございます。①あり方の今後とは、16年以降のことか、それとも施設稼働停止後のことかというご質問で、15年後にあり方について協議をするということですので、その時点での今後とは16年以降のことなのか、それとも施設稼働停止後のことかというご質問でございます。これにつきましての事務局の見解でございますが、協議を始める時点以降のことを指すということですので、16年以降のことを指すということでございます。

続きまして、②でございます。もし、施設稼働停止後のことであれば、ごみ処理終了後の跡地の利用となると思うので、ふじみ衛生組合は当事者ではなく、市と自治体との協議となると思うというご意見でございます。これにつきましての、事務局の見解でございますが、可燃施設稼働開始から15年後に、可燃施設における事項について、ふじみ衛生組合が協議を行っていくということですので、跡地利用の協議という形にはならないのではないかと考えているところでございます。

続きまして、③でございます。16年以降、稼働停止までの期間のあり方についてであれば、15年間の稼働のまとめと、協定に附属する別冊などの見直し、DBO方式の見直しなどが含まれると思う。見直しの項目を具体的に示してもらいたいということでございます。

これにつきましての事務局の見解でございますが、法律や制度の改正、ごみ処理に係る技術革新、両市のごみ処理計画の見直し等を踏まえ、可燃施設における事項について協議を行っていくということですので、今、この時点で、こういった項目について見直しを行うというのではなくて、や

はり、15年後に、こういった項目について、ぜひ見直したいということがあれば、そのときにそういった事項について協議を行っていきたいと考えているところでございます。

E委員のご意見、ご質問については、以上のとおり回答させていただきます。

- 会 長 : ただいまの説明事項も含めまして、前回の皆さんのご意見とあわせて、事務局の対応の方向性について、一括して質疑を行いたいと思います。
- O 委員 : 今、G委員がお答えになったこの内容は、文書化して、我々に配付することはできないのでしょうか。
- G 委員 : E委員からいただきましたのが本日でございましたので、回答まで文書化することがなかなか厳しかったという、時間的な問題がございます。次回、協定書の内容で開催するのであれば、今回は18回から第27回までのまとめになると思いますので、27回の質問と回答という形で、書かせていただくということになると思います。開催しない場合には、郵送でご確認いただくという形になると思います。
- O 委員 : それともう1点は、E委員からご質問あったので、E委員にはそういう文書回答はするわけですね。至急といいますか、時間帯の問題ありますけれどもね。それから、せっかくのまとめのご趣旨ですから、次回といっても、まだ日程が決まっていませんので、できる範囲、1週間でも10日でもいいですから、我々のほうにもお送りいただきたいと思うんですけれども。
- G 委員 : 資料については、できる限り早くお送りしたいと思います。
- F 委員 : 今の意見にちょっと追加したいんですけれども、書類だけ送られてきても、これは最終のまとめに入っているわけですから、私としては、確認の意味では、送られて、それで終わりではなくて、もう一度、集まる機会を求めたいと思います。まず、それが第1点。それで、確認した上で。そうでなければ、自治会のほうに、これで判こを押してくれと確認はできないことに通じる話ですから、書類を送っただけでおしまいというのは納得できません。要求しておきます。

それから、本論の質問にいきますと、私のほうは、健康の被害の対応のところ、そのことで確認というか質問したいんですけれども、今回の文章と前回の文章で比べて、削除したところ、ともすれば、新たに加わったと

ころ、これが、先ほどご説明では、一步踏み込んだというように話がありましたけれども、変わったところが、どう踏み込んでいるのか、私には、この文章からはよく比較検討できないので、もう一度説明してもらえませんか。

G 委員 : 踏み込んだ表現としましては、今までは専門委員会の調査、審議結果を「踏まえ」という言葉でした。「踏まえ」を「尊重し」ということで、「踏まえる」から「尊重する」にしております。それと、一番大きなところが、「対応するものとする」というところです。「誠意をもって対応するものとする」を踏み込んだ表現です。対応だと、どういう対応か不明な部分もあるので、「誠意をもって解決を図る」。「解決を図るものとする」というところが、一步踏み込んだ表現になっているというふうに、ご理解いただければと思います。

a 副会長 : 今の補足で、さらに、これまでは「専門委員会の調査、審議の結果」ということに限定したんですけれども、「専門委員会及び関係機関」という形で加えたというところも、さらに踏み込んだという形でございます。

F 委員 : それでは、関係機関とは何を指しているのかが、まず第1点。それから、意見の後の「の調査、審議の結果」というところが削除されていますよね。その辺はどうなんですか。

A 参与 : これは、専門委員会で前回すごく議論になりましたけれども、損害賠償の請求額も、いろいろなことを具体的にこの専門委員会だけでやるような印象もありましたけれども、現実的には、この間から配られているこの概念図のように、関係機関にもご相談したり、あるいはその指導を仰ぐということもございますから、より具体的な解決のイメージを明示したということで、関係機関というものも入れたということです。「誠意をもって解決を図るものとする」というのは、「対応」に比べると、より主体的に、乙であるふじみ衛生組合が解決に向けて努力するという、そういうトーンを強めたということです。

B 参与 : 補足ですけれども、今、ご質問の中の関係機関とは何を指すのかということがあったかと思いますが、これは、基本的に、例えばふじみ衛生組合のほかに、構成市である三鷹市、それから調布市、あるいは東京都、保健所、それから、例えば総務省などというものも入ってくるのではないかと考えておりますし、それから、専門委員会の中では疫学調査というふうな

明記もございますので、そういったステップも、この中には含まれてくると考えております。

F 委員 : 専門委員会と関係機関の、またこれの関係が、私がよく理解できない、不透明な感じがするんですけれども。だから、言葉をつけたり、離したり、いろいろされているんですが、要は我々地元からすれば、この14条の2と示されているように、損害賠償の範疇の話としていろいろもんできた話なんですよ。そうですね。それで、派生した形で、こういうふうになっているのだけれども。わかりやすい言葉で言うなら、言葉をひっつけたり、変えたりなんかしているのだけれども、一步踏み込んだというのは、それは言葉の上で踏み込んだのかもしれないのだけれども、どうも何かすっきりしないなど。損害賠償の精神で、この14条の2というのができたはずなのに。ならば、14条の本条のところで、「誠意をもってその補償を行うものとする」と大きく書かれているわけなので、また、この14条の2のところと同じようなことを書いている。我々が一番心配しているのは、本来は健康被害なんですよ。

B 参与 : それでは、今のご質問にちょっとお答えしたいと思いますけれども、これは、前回のときも、やはり14条のところ、あるいは14条の2のところでご意見をいただきました。今、F委員からお話があったように、最初はこの14条の2、健康被害への対応というくくりの中ではなかったんですよ。なぜなかったのかというと、今、F委員がおっしゃったように、確かに14条の損害賠償の中から、この14条の2というのが生み出されたというか、生まれたというか、それはもう共通認識に立っていると思うんですよ。

そうしたときに、この健康被害への対応という形で、この第14条の2を設けて、前回、それから今回もこの辺の変更点、修正を加えて、ご提示を申し上げておりますけれども、これは一体何ぞやというような部分も、源は損害賠償から発生したことではないかというお話ですよ。前回からも議論が出ていて、こちらのほうもいろいろ議論、検討してきました。今の段階で、こういう形が望ましいかなという形でご提示は申し上げてはいるんですが、中身、内容について、今、F委員がおっしゃったことは、こちらのほうも十分に理解はしているつもりですので、きょう、私のほうで、例えばということでお話を申し上げたいと思います。

b 副会長 : 私は前回、14条の2は要らないと申し上げて、やはりこれは立証責任の問題だから、ここで、取ってつけたように健康被害への対応というのはいかがではないか、これは専門委員会の話ではないかというようにお話をきて、一応、住民側と、それからこのふじみ衛生組合の考え方の対立がございましたので、真ん中をとって、甚大な、かつ深刻な健康被害が生じた場合は、この限りではないということを提案させていただきました。これを受けて、非常にふじみ衛生組合もいろいろとお考えになったのではないかと。それが、この文章だったと思うんです。それで、最大限の尊重、解決を図るという言葉であらわされたのだと思うんですけれども、私自身、この文章で十分だと思っていないんですよ。先ほどF委員からも提案がありましたように、損害賠償の中で議論されることですから、14条の2という別立てにするのではなくて、14条の中に位置づけて、さらに踏み込んでいただけないかという形を少し述べさせていただきたいと思います。

B 参与 : それでは、今、b副会長からもそういう話がありましたので、こちらのほうでご提示、ご提案を申し上げたいと思いますが、先ほどもちょっとお話し申し上げましたように、14条の2のもともとは14条から派生した、つまり損害賠償の項目から派生している。項目から派生というか、項目の中身である、そこから生まれたということは共通認識が持てますので、それで、まず、1つは、損害賠償の条文の中に取り入れる。例えば2項として、入れる。1項は、この1項の最初の部分。2項として取り入れることが一つ。そして、その中身は、やはり乙、行政が住民に向き合って解決を図る、これが一番大事なのだと思うんですね。したがって、2項の部分につきましては、その後段のところを生かしながら、2項として、「乙は、地域住民に健康被害が生じた場合は、専門委員会及び関係機関の意見を最大限尊重し、誠意をもって解決を図るものとする」。これを2項とする。趣旨は、先ほど言ったように、損害賠償の条文の中に、2項として取り入れる。それは、乙が住民に向かい合って、解決を図っていくという意思を、そこにあらわすということで修正をお願いできればと思います。

a 副会長 : 1点目でF委員からございました最終確認の機会の件でございますが、この会議の終わりのところで、その辺について確認いたしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

A 委員 : 今の14条の関係ですが、大分努力をいただいたかなど。今の答弁を聞いて、同意はほんとはできないんだけど。立証責任は、僕らは責任ないと思っているのですが、前回の会議で、A参与の、搬出入から施設の設置問題を含んで全部ひっかかってくるではないかという話も少しわかるので。健康被害の問題だけ取り出して、手続として、専門委員会の結論をもって解決を図るといふふうに取り出してきた。取り出してきたように書かれていないんだけど。今のB参与の話を聞きますと、損害賠償14条の2として書くとなれば、損害賠償の中に含まれると理解できますので、不満足ですけども、まあ、詰まっている段階で、理解をすることができると。そういうふうに直してくれるなら。きょうは、そうになっていませんから。「健康被害への対応」では、何の関係か全然わからないんですよ。でも、私の意見ですが。以上、申し上げておきます。

F 委員 : 14条の2項に入れるということですね。

a 副会長 : 14条の中に第2項として入れるということです。

D 委員 : 私は、B参与がおっしゃられた方向でやっていただくことでいいと思います。私は、健康被害については、杉並病の顛末を参考にしております。杉並病の結果で、明の部分と暗の部分がありました。1つは、杉並区が疫学調査をやり、極めて短時間に、原因は中間施設にありという結論を出しました。これは非常によかったと思い、ぜひ我々も取り入れたいということが一つです。もう1つ、悪い部分ですが、責任ある東京都が、この杉並区の調査結果を知りながら、公害等調整委員会の裁定まで待ったことです。ここで、8年かかりました。その間、患者は非常に苦しんだということが、物の本に書いてありました。

私は、この地域で、万一こういうことが起こったときに、我々の仲間から、そういう長時間の苦しみを持つ住民を出したくはないと思っておりまして、できれば、裁判は避けたい。裁判を避けて、解決を図るのは、やはり疫学調査というようなものを客観的に行って、そういうものを双方が、住民も行政側もお互いに尊重することが必要です。裁判に訴えてでも追及したいという方は、それはそれでやったらいいと。まず、大方の人は、どちらに問題があるのだということを、客観的な疫学調査のようなもので知りたいだろうということで、この条文を歓迎するわけです。損害賠償の観点から、乙の実証責任をどうしてもとりたいという考えもあることはわか

るのですが、私が杉並病から学んだ教訓はそういうことでもありますので、これでいいのかなと思っております。

B 委員 : 先ほどE委員の文書がありましたけれども、従来から、今度の施設、つまり焼却場は、30年とか、その後どうするんだと。施設が使えなくなった後は、ちゃんと候補を決めてやってくださいよという話があったんですが、いつの間にか消えてしまって、今、E委員の文章の中で、15年後、見直そうというようなのが、2番ですか、出ていましたけれども、この焼却場を、耐用年数30年としたら、その後どういうところに候補をつくるということを、前々回のときにたしか話題にのっていたんですけども、それはどういう結論になったのか、はっきり明示していただきたいということが1点。

それと、工事協定というのが何か入っております、あの中で(D)ゲートは消えているわけです。私が盛んに(D)ゲートを残せと申し上げているんですけども。

会 長 : それは、修正点の話ですか。先ほど事務局が説明した修正点に対して、質問してくださいよ。

B 委員 : だから、もう一度言いますよ。(D)ゲートを残して、早く入れて、早く出してください。この間も言ったように、環境アセスメントの中で、あそこに待機駐車場をつくと書いてあるじゃないですか。その説明、何も説明なくて。30年4月、31年4月、32年7月、環境アセスメントの中にちゃんと書いてある。説明してください。どうして、あそこに待機駐車場をつくるのか。実質的に、周回路をつくってあるので、その辺について、もう一回説明していただきたい。それは、ここに書いてありますように、第5条とか、書いてあります。東八道路が混雑したら、それに対応するように処置してください。処置しますって、どういうふうに処置するのか。基地局でやるのか、あるいはハンドトーキでやるのか、はっきり説明していただきたいことが2つ目。

あとは、また別途、これは調布市のほうにいろいろ疑問点を差し上げてありますので、ここで議論しなくても、別途ご回答いただくようになっておりますので、それは別途、預けています。以上2点について、説明してください。

会 長 : では、それはちょっと置いておきますから。14条を先にやります。

B 委員 : 後でいいですよ。

M 委員 : ちょっとわからなかったので、伺いたいんですけども、14条のほうで、「施設へのごみ搬出入並びに」、ありますよね。それで、「誠意をもってその補償を行うものとする」と書いてあるのに、健康被害への対応のところ、何で「補償を行うもの」ではなくて、「解決を図るもの」になってしまっているのでしょうかと思うんですけども。上で「補償を行うものとする」となっているのに、14条の2が「解決を図るものとする」では、ちょっとおかしいかなと思って。わからないので、質問です。

a 副会長 : まず、先ほど14条の2と書いた、今、別の条文になっているものを、先ほどの修正で14条のほうに入れるということになりましたので、まず、14条の基本として、「誠意をもって補償する」というのが第1項に載っております。そういうことが大前提にございます。健康被害についてとなりますと、先ほど言った立証の部分等も配慮しながら解決を図ると、いうものです。既に第1項のほうでは補償するということが明記されておりますので、そういう形だと思います。

M 委員 : でも、同じにしたほうがいいと思いますけれども。

A 参与 : 微妙な表現になっているんですよ。それは、なぜそうかというところをあまり掘り下げると、これはまたなかなか対立が氷解しないところがあるんですよ。そこで、非常に両者歩み寄った表現であるということ、まず、ご理解いただきたいんですよ。

M 委員 : でも、健康被害の部分だけの特記して、こう書くのは変かなと思う。

A 参与 : それは、なぜそうかというところ、今、ご説明しますが、第14条の1は、いわゆる交通事故とか、いろいろなものを含めて、乙の責に帰すべき事由によって、住民に被害があったときには補償します。これは、明確なことですよ。

M 委員 : よくわかります。

A 参与 : ふじみに責任があれば。健康被害のほうは、先ほどD委員からも杉並の事例がありましたけれども、疫学調査を杉並もやられたようなんですけれども、その方法にたどり着くのに結構時間がかかって、その調査も、杉並の場合にはかなり明確に、ある年限に被害が出ていて、それが地域的にかなり偏りというか、ある地域にそういうことが起きているということで、これは総務省の公害調整等委員会でしたっけ、そのところで。東京都では結論

が出なくて、総務省まで行って、ようやく結論が出たんですよ。要するに、杉並区側は自分たちの責任ではないとずうっと言い続けて、でも、総務省がいろいろなアンケートや地域の調査をして、その結果、やはりここだということ推定して、原因を特定したわけです。ただ、損害賠償の額まで、そこでは確定していないと思います。それはまた別の形でやっているのだと思いますけれども。そういうふうに、疫学調査でやるとしても、損害賠償のところまで踏み込むところの一つの出発点になりますけれども、なかなか微妙なところがあって、そのところをいろいろ考えあわせると、「専門委員会及び関係機関の意見を最大限尊重して」、「尊重して」ですよ。で、「誠意をもって解決を図るものとする」という文章に落ち着いたということです。

M 委員 : 要するに、原因を特定するのが、健康被害に関しては難しいからということですか。例えば交通事故とか電波障害とか、そういうのはわりに明確にわかりますけれども、健康被害というのは、要するに、それがごみ処理場が起因するというのが証明しづらいから、こういうことになっているのでしょうか。

A 参与 : そうです。

M 委員 : もしかしたら、違うかもしれないですよ。自分が悪いかもしれないわけで。そういうことでしょうか。

A 参与 : そうです。公害調整等委員会でも、原因が杉並区にあると言ったときも、やはり全ての有害な物質というのは全部わかっているわけではないので、この状況から見れば、D委員から前から言われているように、これは、どう見ても杉並区が悪いのでしょうということ裁定が出たわけです。杉並区も、それに従いますということ。

M 委員 : ごめんなさい。何か歯切れが悪いなと思って。

A 参与 : 歯切れが悪いんですけれども。でも、そのことはすごくいいことなんです。私どもも、そのことは、その意見はほんとに受けとめているんです。ですから、専門委員会のところで、わかりやすく言えば、疫学調査的なことを言われる前に、例えば何年か置きにやるとか。それが、ルールづくりを専門委員会でやろうということなんですけれども。そういうことをやりながら、ちゃんと丹念に地域の中の健康被害の状況を見ておくことは必要だと思っているんですよ。ですから、そういうものの積み重ねがあれば、本当

にそういう被害があったときに、B 参与も話しましたけれども、三鷹市でも調布市でも、つまりふじみとして、前向きにちゃんと逃げずに対応できますよと。やっていない、やっていないと言うのではなくて、ちゃんと前向きに対応する根拠をしっかりと築き上げていきたいと思いますという精神です。

F 委員 : いや、この場にいると、仮に精神は理解したとして、自分の孫が大きくなって、成人したときのことまで考えてしまうと、何年かたったときに、そんなところは全然見えてこないわけですよ。誰が責任を持って、それを遂行していくのかというのは、今、すごく不思議だなと思って、話を聞いていたんですけども。

そもそも論に戻るけれども、14条の本条のところで、つまりこれは「施設の設置及び稼働に起因し」というふうに大きくくくっているわけですよ。それに、今、事例が交通事故の話だったけれども、交通事故は警察が出てきますから、それは、例えがよくないです。それは外しておいてくださいよ。それ、警察がやることなんだから。しかるべき処置をするんですよ。ふじみが動かなくてたって、警察が動きますよ。

それで、大枠では、「稼働に起因し」というところまで、みんな理解したわけですよ。「乙の責に帰すべき事由により」って、大きくちゃんと囲みをつくっているわけでしょう。だけど、健康については、住民がとにかく神経質になっているので、これ、14条の2というのが外出しでできていた経緯があるわけで。ここは、なぜかといえば、みんなが心配しているからなんです。一番の懸念事項なんです。なので、だったら、14条、本条の枠の中、入るのだったら、先ほどの弁当箱の枠の中に入るといって、今、M委員がおっしゃったように、補償まで弁当箱に入っているんですよ。だったら、ここの2項のところも、「誠意をもって解決を図り、補償を行うものとする」と言っただけで、特にもう、本条のところで、大枠の枠はかかっているわけだから。

そこで、ああでもない、こうでもないとか何か言い回しをするから。僕は、先ほどから青字と赤字のところを切ったり、くっつけたりしてやっているところがだんだん疑わしくなっているのは、そこなんです。だから、「専門委員会及び関係機関」、このたび「関係機関」がくっついたわけですよ。専門委員会に、我々地元協議会はある種の専門領域を託すんだという理解をしてきたんですけども、ここでまた関係機関が出てきてしまうから、専

門委員会は、そんなことはないと思うけれども、こうだ、こうだよねという話になったときに、関係機関のほうが見解がでかかったら、地元協議会の意見もちょっと違って来た、専門委員会の意見もちょっとまたはすかたになってくるという、こういうことになりませんかということを、僕は懸念しているんですね。それは懸念だと言われるのだろうと思うんです。だから、そのことは答えてもらわなくてもいいんだけど。

14条の本条の中に入れて、私が先ほど言ったように、補償というところまで入れたって、14条、本条の枠の中にもう入っているのだから。だったら、入れましょうよ、言葉を統一しましょうよ。何も健康のところだけ、何かぶらぶらとなるのはおかしい。みんなの意見、聞いてみてくださいよ。住民感覚でいきましょう。

B 参与 : 14条について、もう一度F委員からご意見いただきましたけれども、14条の中の2というのではなくて、14条の本文の2項として入れる。そのときに、「誠意をもって解決を図るものとする」という部分も、表現ですよ、表現の内容。先ほどもちょっとお話がありましたように、専門委員会とか、あるいは関係機関等々の意見、これはいわゆる疫学調査とか、そういったことも含めて多角的に見ていかなければいけないわけですよ。そうしたときに、それが、いわゆるこの補償を行うというふうな形のものも当然出てくるでしょうし。場合によってはね。いや、そうではなかったということもあり得るわけではないですよ。ですから、そこは、解決を図るという意味合いは、その両者が、中にはあり得るので、まだこの段階のところでは、やはりこういう表記、表現で対応するのがやはりオーソドックスなのではないかとは思っているんですね。

ただし、A参与から精神ということがありましたけれども、精神という意味合いの中身は、実際には2項をあえて設けるということは、やはり行政として、それは当然そのことを十分念頭に置いて解決、対応を図っていくものですから、その中には損害賠償というか、いわゆる補償を行うという段階、中身、内容になれば、当然これはそういう形で対応していくということにもなりますので。そういう意味では、先ほど私が申し上げたような中身が、第1項、第2項という形の中では、条文として一番望ましいのではないかとは思っております。

M 委員 : いいと思う。解決を図るというところも、補償を行うもののくくりの中

には、要は入るということをおっしゃっているんですね。

B 参与 : はい、そういうことです。

M 委員 : いいんじゃないでしょうか。

F 委員 : だったら、書けばいいんじゃない。なぜ、そこで拒むの。

M 委員 : 大きいくくりに入るのだから、いいんじゃないですか。

F 委員 : いや、私は逆に、ちゃんと文字化しろと言っているだけの話。

A 参与 : ですから、繰り返しになるんですけども、B参与から申し上げたように、やはりこれは、ストレートに全て損害賠償になると限らないわけですよ。ですから、そのところは、先ほど交通事故は違うじゃないか、そんなものは入れる必要ないと言いますけれども、そういう方もいらっしゃるかもしれないので。電波障害もあれば、いろいろなことで、何か施設に起因することを全部訴えられる可能性は常にあるわけですよ。そういう中で、やはり前回申し上げたように、住民訴訟とか、いろいろなことがありますから、そういう中のぎりぎりの表現で、この言葉を選ばせていただいたということです。ぜひご理解していただきたいと思います。

F 委員 : でも、健康被害とうたっているわけですよね。2項で健康被害と特定したわけでしょう。だから、もうそこには交通事故はないのだし、電波障害もない話ですよね。

M 委員 : でも、地域住民に被害を及ぼした場合のその被害の中には含まれるわけだから。健康被害も。それで、「解決を図る」も補償の中に入るわけでしょう。

F 委員 : 入るから、だから、こちらにも補償と書けばいいじゃないかと言っているだけ。

M 委員 : それだったら、2項は要らないことになりませんか。全て入るのだったら、わざわざ特記する必要があるのかしら。全部含まれますよ、大きいくくりには入るんですよと言われたら、わざわざこれを抽出する意味というのはありますか。そうすると、逆に「解決を図る」がクローズアップされてきてしまっている。全部入れてしまえば。いや、もともとなかったんですね。ということは、全て含まれていたはずなのに、わざわざ健康被害を出してしまったから、何かぐちゃぐちゃになっているということはないんですか。

A 参与 : いや、だから、それは健康被害のことについては、先ほどF委員のお話

にあったように、やはり特別に皆さんの関心と不安が強くて、これについての事項を入れていただきたいという強いお話があって、それに応えるとすると、こういう表現で、私どもの立場からすると、ぎりぎりこういうことでということであるんですね。

- 委員 : 今、議論している中で、例えば専門委員会の中に学識経験者2名、医師各2名と入っていますね。健康被害で、医者判断というのも非常に重要だと思っんですね。そうしますと、そこで、ある程度関係機関というのは、問い合わせしなくても、医師判断で、ある意味では方向が出るのではないのでしょうか。それで、杉並病みたいに、D委員が言われた、原因が全く不明で、よくわからないというものについては、それは一つ問題になるけれども、せっかくお医者さんが入っていて、そこで、これは明らかにその原因だと断定できれば、それによって補償というのは生ずるのではないのでしょうか。したがって、これは「解決を図る」というものではなくて、「解決をする」というふうにして、「それによって補償する」と入れてもいいのではないかと思いますけれども、どうですか。
- B 参与 : 今、専門委員会の件、それから、お医者さんがいるというお話ですけれども、確かにお医者さんは想定しています。ただ、お医者さんも内科関係であったとしても、専門の分野も多岐にわたっているというところもありますし、それから、医師以外でも、例えば東京都の保健所の関係とか、あるいは三鷹市、調布市の住民の健康管理というところもありますので、そういうところのことも全部含めて、やはりこのところについては判断をしていくというのが望ましいのではないかと思います。
- 委員 : しかし、お医者さんは、内科であれ、外科であれ、一定の判断はできるのではないのでしょうか。そうしないと、お医者さんの入っている意味がないと思っんです。健康被害って、特に科学的なCO<sub>2</sub>、二酸化炭素だとか、いろいろなものが入っていますから、そういうものを選抜しないと、単なるお医者さん、外科のお医者さん、小児科のお医者さんを入れたなどといったって、解決しようがないです。それぞれの任命者が、やはりそれなりの専門的な知識をわきまえたお医者さんを選定して、そこで解決を図れば、今言った補償問題も解決できるのではないかと思いますけれども。
- A 参与 : 個々のお医者さんは、この人はぜんそくかどうかというのはわかるんですよ。だから、風邪かぜんそくか、ほかの呼吸器系の疾患かというのはわ

かるんですけれども、その原因が、どこに原因があるのかというのは、やはりお医者さんではわからない部分が多いと思います。それで、従前から言われている疫学調査という手法は、まさにそれをカバーするために生まれた調査なんですね。つまり、こういうぜんそくの人がいっぱい出ていると。それは東八道路のせいなのか、お風呂屋さんの煙のせいかもしれない。あるいは、個人でたばこの吸い過ぎかもしれない。だから、それはわからないのだけれども、それを特定するために、ある時期、どの地域に、ぜんそくの方が多発したとか、そういうことをもって推測して、これはこれが原因であろうというふうな特定をしていただく方法が疫学調査だと、私は理解しているんですけれども。

だから、そのことまでいかないと、なかなかできないので、お医者さんがいるから、すぐにわかるということではないです。ただ、ここでお医者さんを入れているのは、健康相談をどうするかとか、あと、医師会という立場で、先ほどもB参加も話しましたがけれども、三鷹市、調布市全体の中を見る立場で、また別な見識を持っていらっしゃる場合もありますし、それから、どういうお医者さんを選ぶかにもよりますけれども、今言った疫学調査みたいなのであれば、公衆衛生学みたいなことを理解しているお医者さんということもあり得る。だから、そういうことはちょっと多角的に、これから議論して、どういう方が一番いいかというのをよりまた詰めていくところで、また皆さんのお知恵もいただきたいと思っていますところです。

B 委員： 専門委員会というのは、従来から監視委員にするか専門委員会にするか、いろいろ議論あったところなんですけれども、提案は、専門委員会ということで、今、議論されていると思うんですけれども、専門委員会の中には、先生も、医者もいるし、それこそ工学博士もいるし、いろいろある。特に焼却の場合は、減温塔とか、300度とか600度とか一挙に下げると、気の遠くなるような化学方程式をやるような学者が、おそらくJFEの中にもそれぞれ特殊技能を持った人がいっぱいいると思う。そういう人たちがやるのであって、我々が化学方程式を見たって、わからない。例えばそれが気管支に影響するかどうかなどというのは、難しい問題だと思うんです。だからこそ、専門委員会。つまり、これは別物なんですけれども、安全衛生委員会というのは、おそらくJFEのところで行っていると思うんですけれども、それぞれボイラーマンとか、タービンとか、高圧炉のそういう技術

者が集まって安全委員会というのをつくっているはずですよ。そういうような高度な技術、あるいは高度な化学方程式を解くような人でないと、なかなか立証できないと思う。

先ほどからいろいろと言っていますけれども、我々が専門委員会、おこがましいです、できませんよ。それは、あれ、おかしいな、風邪を引いたとか、のどが痛いというのはわかるけれども、それはそういうような特殊技術を持った人を入れないとだめなんです。医師会2人というのは、結構なことだと思うのだけれども、それよりも、蒸気タービンとか、いわゆる圧力とか、そういう知識を持った人を入れないとだめだ。先ほどから言っているように、それは、そういう人を入れないとだめだと思う。そういうことで、先ほどの議論からおかしいと思う。

B 参与 : 今、B委員からお話ありましたけれども、この間、今までも議論した中で、やはりB委員おっしゃるような、専門委員会というのは一定の専門的な部分の議論あるいは判断をしていただくというふうなことを、私どものほうも思っております。したがって、どういうメンバーにするのかといいますと、医師の部分も、医師会、医師、お医者さんの関係もありましたけれども、ハード部分でいけば、B委員がおっしゃったような方も、中には必要になってくるのだろうなと思っております。したがって、構成のメンバーに関しては、先ほどもう既にご提示してあるものの中に、第10号の中では、それ以外の必要とされる、10号のところ、その部分を入れてあるということも、そういうふうな意味合いもありますので、B委員のご意見というのは、私どもも、それはそのとおりだとは思っております。

b 副会長 : 各委員の皆様もお気づきだと思いますけれども、14条ということは、裁判が起きた場合に、その立証責任をどうするかというテーマなんです。そこに、健康被害への対応という、こういう言葉を入れてしまったから、整合性をつけるのに非常に苦慮してしまったわけですよ。だから、ほんとうならば、この場でもって、どちらがやるのかという、そういう議論を深めていって、結論を出さなければいけない。だから、私が一応提案したのは、そういう意味を込めて出したんですけれども、そういうことに至らなかった。そして、こういう健康被害への対応という文章になった。

これは、あまりにもおかしいんじゃないですかと。だったら、もう少し答えはありませんかと言ったら、青印、変えたところを持ってこられたわ

けですね。それでも、やっぱりおかしいわけですよ。だから、どこまで行っても矛盾が出てくるので、14条の中に組み入れて、この辺でおさめていこうということなんです。詰まる話が。そこが議論できないんだから。幾ら皆さんがおっしゃっても、こちらにいられるふじみ衛生組合の皆さんは議論できないわけですよ。私は何度も踏み越えようとしてきましたけれども、議論できないということになったわけです。

それで、こう書いてしまったから、これの整合性をどうするかということで、皆さんの矛盾の意見がさまざま出るわけです。だから、そういう疑問は最後に残りますけれども、B参加がおっしゃったように、M委員が言ったように、解決を補償にすれば、いくんだけれども、それも踏み込めない。でも、そういう人もいるだろうという形の中で、くくられたということなんです。簡単に言ってしまえば。だから、ひとつ皆さん、どだい、議論の仕方がおかしかったわけです。私から言わせれば。だから、ここまで来ていますけれども、これをこれからは生かして、これからは専門委員会をきちっとつくってもらいたいことなんです。結局。だから、専門委員会の中で本来議論すべきことが、14条の中に出てきてしまったわけです。だから、専門委員会の委員のところでもいろいろな意見が出て、議論されてきましたので、もうこの議論は、私は、幾らやっても到達点はないだろうと思っています。

B 委員 : 今の提案は、それは議事進行いろいろあるだろうけれども、提案しているのは、ふじみ衛生組合でしょう。何でそれをはっきり言わないんですか。b副会長が一生懸命回答しているじゃないですか。おかしいと思うよ。進行係はそうだけれども。

b副会長 : おれ流で答えているのだから。もういいよ。B委員、気持ちはわかる。おれは、おれ流で言ったので。こちらはこちら流で、今まで答えているんですよ。それをもうわかってよ、B委員。わかってよ、もう。これを繰り返しても、しょうがない。

B 委員 : 質問しますよ。今、疫学とか、いわゆるね、A委員もおそらく意見があるのではないかと思うんだけれども。何とか委員というのは、いきなりこういうことをやっちゃうから、收拾つかなくなるんですよ。専門委員会なんて、何ですか、大体専門委員会って。監視委員会ならわかるけれども、専門委員会なんて、医者はわかるけれども、専門委員会なんて、そんな高

度な言葉を使うから、おかしくなるんですよ。監視委員会でいいんじゃないですか。

それで、おそらくこれは安全衛生、労働基準法、今、ちゃんと安全衛生という規則があつて、その中には、先ほど言った技術者もあるし、電気工もあるし、技師もあるし、1級ボイラーとか、資格持って。労働基準法というのは、正確に、こういう資格のある人でないとだめだということになっているんですよ。そういう専門知識を持っている、そういう人たちの知識をかりて、やはり安全衛生ということをやらないとだめなんですよ。そういう中から、そういう人たちを構成しながら、いかにして疫病とか、そういうものを防ぐ。今ここにあるのは、この間から問題となっているように、甲と乙、つまりふじみ衛生組合と我々の協定の中ですつくるのですから。そうでしょう。だから、そういうことで、そういう専門委員をおやりになったらいかがですか。

A 委員 : 専門委員会について、意見と質問を申し上げます。10条にかかわる問題ですが、2-3の文章になると思います。

僕は一貫して、我々が同意した者という主張をしてまいりました。どうもそれは聞き入れていただけないので、今日の段階で、どうするかということを考えていますけれども、僕らの要求はそんなに不当ではないと、実は思っているんです。例えば原子力安全委員会の委員だって、国会同意ですよ。ここ、国会と違うけれども、地元協議会が同意ということ論議する価値はあると思う。内閣は、閉会中に職権で指名しましたよね。それは、選任権は、ここに書いてあるように、理事者が行う。当然だと思ふんですけれども、僕は、そういう事実も踏まえれば、別に不当な要求をしていると思っていないのですが、いろいろ議論した結果、2名にさせていただいたというふうなことも含めて、僕はB委員とちょっと意見が違ふかもしれませんが、僕は、名称は専門委員会がいいと思つているのですが。

それで、ただ、14条の関係も含めて、ここをちょっと質問したいのは、「その他管理者が認める者」というのがありますね。専門委員に。僕らが、例えば要求して、委員を専門家を補強する場合に、この10号は適用されますかというのが質問です。適用してほしいというのが質問です。適用する場合に、「管理者が認める者」という表現を変える必要があるかどうかという議論はありますが、ここは任せますから、質問に対して答弁ください。

て、文章はこれでもいけるというなら、いけるで、僕は了解してもいいと思っていますけれども。それが、専門委員会についての意見と質問。それによって、2名にさせていただいた部分も含めて同意していきたいと、私は思っています。

B 参与 : 今、資料でいきますと2-3ですかね。「専門委員会(仮称)設置要綱(案)」という、この中の組織の第3条、(10) その他管理者が認める者ですね。これは、管理者のほうが決めるもの、決めるのは管理者としても、例えば地元協議会からの推薦という形のそういう人は含まれるのか、含まれないのか。そこですよ。

A 委員 : そうです。

B 参与 : 第1号の学識経験者2名という、今回2名としましたけれども、それも、先ほどの、あるいは前回もご意見があったように、それは、地元協議会の方の推薦というか、こういう方いますよ、いかがですかというふうな形については、こちらのほうは十分お話を伺いながら、最終的に決めていきたいと思っていますので、(10)についても考え方は全く同じだと捉えていただければと思います。

A 委員 : それでいいですね。

B 参与 : はい。

会長 : よろしいですか。

A 委員 : わかりました。いや、少し残るんですけども。答弁の中身は、僕は全く了解するんです。この文章で、それでいけるかどうかというのを、ただ、ちょっと今確認したかった。

O 委員 : 短時間で質問します。

今のページの内容なんですけれども、2-3です。私は、当初A参与にも申し上げたんですけれども、第6項、三鷹市、調布市、住民各1名というんですけれども、これを2名ないし3名とお願いしたんですけれども、見事却下されました。だけど、これはあくまで、その他管理者が認める者と言ったのだったら、全然部外者が入るより、住民の方、住民協議会、調布が20名、三鷹は十何名ですか、その代表が来ているのですから、これを増やしていただきたいということをもう一度お願い申し上げます。

A 参与 : 学識のほうも2名ということにしましたけれども、同じような理由で、これは、B委員がおっしゃっていることともものすごく密接に関連するこ

とだと思えますけれども、いろいろな専門家の方が必要になるのですよね。その都度、テーマによって、呼ぶ方が違うということはある話なんです。でも、違うときではなくても、全部抱え込んでしまうふうにすると、全然発言できないで、全然違うテーマで、専門家の方はかなりいろいろな分野を持っていますから、なかなか難しいじゃないですか。お呼びするのも大変だし。住民の方も同じだと思うんですよ。ですから、ここは柔軟な対応を。専門委員会も早く出発させて、いろいろな議論をする中で、次はこういうテーマだから、こちらのほうの関係の市民の人も呼ぼうとか、あるいは学者の人の、こういう専門の方を呼ぼうとかいうことでいいのではないかなと、私どもも思ったんです。そうすると、3回連続して、例えば大気汚染のこの分野の専門家の人がいるとか、あるいは健康被害のこういう関係の方にいてもらおうとかいうようなことで、意見を聞きながら対応すればいいのではないのでしょうか。だから、住民の方も同じようなことで、いっぱい抱え込んで、たくさんいるということではなくて、柔軟にいきましょう。

B 委員 : A 参加がおっしゃるのはわかるんですけども、以前、ここの地元協議会のときに、我々60人いるんですけども、抽選で入れてあげますよというわけですよ。とんでもない、調布のあちらのほうの佐須とか、あっちのほうの人が入って、おれたちが入って、抽選で入れてやるとは何事だと。協議会の10名。私は調布市長に文書を送ったんですよ。何事だと。我々を除いて、抽選で入れてあげますよとは何だと。いきさつは、民事調停でb副会長やD委員が提案して、何か発起人のときに、こういう協議会をつくれます。そのときに、我々一人も入っていない。だから、私は怒った。とんでもない。6メートル道路すぐ向こうの我々を抽選で入れるって、何事だと。そういうことで、ここでも、この間言ったように、少なくともふじみ衛生組合の敷地の周りがある人、そういう人たち、7人入れてくださいと、この間、言ったでしょう。そういうふうには、お願いします。

b 副会長 : 専門委員会の委員の数は、私が4、2で提案したのが、そのまま入りました。これは、我々が増やしたら、突然向こうも増えてきたんですよ。これは、きりなく、どちらも競争になってしまうので、それではきりがいい話になりますので、我々は4名、学識経験者も2名にしてくださいという提案でおさまっていただきました。そして、今、においの問題を、O委員

等で心配されていますけれども、まさにそういうことを、A参加がおっしゃったように、いかにして専門委員会の中で具体的に上げていくかということに、これからはなるのだと思います。だから、そこで、まずはスタートして、やっていきたい。

それでまたそういう意見を、地元協議会というのは、今後20年以上続くわけですから、専門委員会に地元協議会で注文をしていけばいい。私は、そう思っています。きりなく議論を加えても、数を競争し合っても、あまり生産的ではないと思います。だから、要は、具体的に今後、O委員がご心配の、B委員を含めて直近の方々のいろいろな問題を専門委員会がどう受けとめていくかということ、皆さん見ていただくしかないのではないかと。その中で、また地元協議会で議論されればいいと思っております。どうかその辺、ご理解いただきたいと思えます。

B 委員 : 要するに、ふじみ衛生組合の隣接地、つまりずうっとやりますと、O委員もそうですし、私もそうですし、隣接の人を必ず委員に入れてください。

会 長 : ご意見として、いただきました。

A 委員 : 次の15条の関連で意見があるのですが、15条、長いんですけども、最後から2枚目のページですが、今後のあり方について、覚書で、僕の要望は、まず、覚書ではなくて、協定書本文の中に入れてもらいたいのが第1点。それから、本文の中に入れるについての表記の仕方ですけども、覚書1項の文章を、「ふじみ衛生組合可燃ごみ処理施設」、「可燃ごみ」を加えていただいて、「施設の今後のあり方」というところを、「稼働期間について、甲と協議を始めるものとする」という条文として、一文を起こしてもらいたい。

理由を申し上げますけれども、最初、協定の有効期間みたいなところから論議始まったと思いますが、さかのぼっての意見を申し上げませんが、今、開いていただいているところに、僕らの要求のあり方について、どう考えるのかという点で、制度の改正、両市のごみ処理の見直し、施設の技術革新という課題を列記されまして、及び稼働期間となっておりますが、15年経過した時点でなくても、法や制度の改正や両市のごみ処理の見直しや技術革新などという問題は、途中でも起こり得る話でありまして、これは、あり方の課題というよりも、日常的な課題だと。僕らが求めているのは、稼働期間、いつまでやるのかという問題なのでありまして、それは1

5年の段階で、次をどうするかという議論をしますという文章になっていると思うので、これを、協定の中にそういう趣旨として入れていただければ、判こを押せるかなと。私はそういう意見なので、意見を申し上げて、見解と皆さんの意見もお伺いしたいと思います。

A 参与 : 私どもの立場で、施設の稼働期間というのは、協定の本文の第15条にあるように、施設の稼働が停止するまでというのが基本的な考え方ですので、そのことについて、稼働期間についてとなると、もともと稼働が停止するまでというのが前提な議論になってしまいますので、できましたら、そこについて、もちろん含むわけですし、日常的なことも全部議論としてあるのしょうけれども、今後のあり方ということで表現をさせていただきたい。ただ、その中にはもちろん稼働の期間も入っているということで、ご理解いただけたらと思っていますが。

A 委員 : 僕は、「あり方」では抽象的で何を指しているかわからないから、協議すべき課題を条文で明確にしてくれと申し上げているわけです。それは、A参与のお話のように、稼働が終わるまでが稼働期間だというのは当たり前の話ですけれども、いつ終わらせるかという問題を含めて協議するわけです。協議をするということは書かれているわけで、「あり方」では抽象的で、何だかわからないでしょうと、僕は言っているわけで。

A 参与 : 私どもが、例えば横長のこの資料で述べているような、事例として、施設の稼働期間等も含め、今後のあり方についてというのだったら。

A 委員 : 考え方として、稼働期間が含まれていることを示して。

A 参与 : 含まれていることを、例示として明確にすればいいということでもよろしいでしょうか。

A 委員 : だから、それを条文として書いてください。

A 参与 : それは受けとめさせていただいて、今、この場で即答するかどうか、ちょっと協議の時間いいですか。では、今の例示を含めて、本文の中で入れる。その場合、冒頭、G委員が説明したのでいうと、可燃施設に限定されることですがけれども、それを、本文の協定の中で限定させてもらって、第2項で入れるという方向でよろしいならば、そういうことで決着させたいと思います。

A 委員 : それは、課題4項目を並べるということですか。入れる場合。私が言うような文章として終わらせるということですか。

A 参与 : 「稼働期間等も含め、今後のあり方について」という文章で、第2項の中で入れさせていただければ、実態的にそんなに大差、稼働期間のことは当然議論されるわけですから、皆さんがよろしいならば、そういうことにさせていただくことは可能だと思いますが。

F 委員 : 今、その例は検討していただくとして、覚書(案)に書かれている内容からいくと、いわゆる自治会長がそれぞれ判こを押すことになっているわけですよ。今の時代で、判こを押すわけですよ。会長、一応了承しましたということで。そのときには、今後のあり方、稼働期間。僕らは、極端なことを言うと、この施設、僕らのところにいつまであるの? というような、極論で言えば、そこに集約されるんですよ。だって、ここは地元協議会なんだから。

ここで、青字で答えてある内容は、ごみの基本を定める、そういう委員会ならば、これはいいかもしれない。法の制度の考慮をしなければいけないとか、それから、両市のごみの処理の見直しとか。僕ら地元協議会の立場からいったら、本来はちょっと距離を置かれている話ですよ。ごみの基本的なところにかかってくる話だから。

私は前にもお話ししたと思うんだけど、これは40万市民のごみをここで燃やすということ、いろいろな経過ありながら、僕らはこの地に納得したわけですよ。そういう意味では、終わりをいつにするんだというところがいつも気になっているんですよ。健康問題の次に気になるのは、そこです。三鷹の新川は、これで29年ですよ。引き継ぎされれば、三鷹は29年で一応終わりにするわけですよ。二枚橋は、約50年ですよ。これ、どちらをとるって、住民感情を見れば、わかる話であって。

そういう観点からいけば、今、覚書(案)で話をするならば、当然各自治会長は、このいわゆる迷惑施設、だけど、総論では賛成、各論では反対というのが、この種の問題だから、10年後だと言われるかもしれないけれども、じゃあ、そう言う方に、自分の隣につくってみてくださいという話にどんどんエスカレートする話になるわけですよ。そういうことも踏まえて、僕らはここにつくりましょうと納得したわけですよ。じゃあ、いつまであるの、というのが、究極な、僕らの求める目的なんですよ。

だから、あり方などという中途半端な話ではなくて、本音で言えば、稼働期間なんです。それをどう表現してくれるのかということが、僕らにと

っては、健康問題の次の問題。法律とかももちろん大事なことですよ。法律の改正も必要だし、それから、両市のごみの処理の見直し云々とか、技術革新云々とか。それは、僕らにとっては2番目、3番目の話ですよ。いつまで、ここを動かすのって。批判を恐れずに言うなら、とっとと早く時間短く撤収してよ。これが本音ですよ。地元はね。

でも、そうやってしまっはというところがあるから、じゃあ、期間だけでもはっきりしましよなと。だから、15年という方法が、そこで幹部のほうでいろいろもんでいただいて、一応案としてこういうふうにでき上がって、経緯も、みんな承知している話だと思うんです。だから、本論に入れるにしても、何にするにしても、僕は稼働期間という文言を明確にやらなかったら、自治会長だつて、なかなか判こを押すときに、責任持って判こを押せないだろうということだと、本音はそうだと思いますから、そのところを十分酌み取っていただきたい。

会 長 : どうでしょうか。8時半までなので、30分程度延長するかどうかという。いかがでしょうか。

A 委員 : 回答もらえるなら。

O 委員 : オーケーです。

会 長 : オーケーですか。では、延長ということで。答えますか。

F 委員 : いや、でも、まだ文書を出さなければいけない。もう一回やるという想定で思っているから、だったら、今ここでばたばたと答えなくて、よく議論してもらって答えたほうがいいのではないかな。

会 長 : 答えは要らないと。出た文章でということ。

b副会長 : もう一回、次回、予定していますので。

F 委員 : 延長するのは、僕は近くだからいいのだけれども、30分では答えるほうが中途半端だろうし、聞くほうもいろいろ答えてもらった文章がないので、手探り状態でやらなければいけないから、延長しなくてもいいのではないかなというのが、僕の意見です。

会 長 : 延長しなくてもいいのですか。延長がいいのですか。

D 委員 : この15条なんですけど、漠然と考えていて、あと思ったのですけれども、先ほどのE委員の質問に対して、この有効期間は全ての施設が終わるまでだということ、例えば可燃と不燃が交代に建設されれば、もうエンドレスですよ。この協定は、不燃も可燃も含んでいるのだけれども、頭の中

はやはり可燃施設なんですよ。したがって、本協定の有効期間は、可燃ごみ処理施設の稼働が停止するまでとしてもらいたい。我々がもともと一生懸命議論してきたのは、可燃ごみをどうするか。先ほどの終わりの問題にしても、健康問題にしても、皆そうなので、頭の中はそれがあるのですね。

A 参与 : これは大変重要な問題なので、私とB参与と両方から簡単にお話をさせていただきますが、もちろん、まず、第一義的に、皆さん、地元の近くの方がここにずうっとあるのについてはいろいろな思いがあるのは、これまでの経過からいっても、当然のこととして、私どもも受けとめています。ただ、ふじみの立場といたしますか、全体の立場からすると、だったら、ここで終わりますということは言えない立場に、私どもがあるということも、皆さんもご承知の上のご発言だと思いますから、そのことについては重く受けとめているということで、ご理解いただきたいと思います。

あと、15条の文言の関係は、D委員が言われたような、施設の稼働が停止するまでというのを、可燃ごみ施設が停止するまでで、私どもも、それでも構わないと思っています。その上で、本文に入れても、覚書で別にしても効力は同じだと思いますが、判こを押すのも一回で済むほうがいいということであれば、先ほどA委員が言った、本文の中に、先ほど言ったような趣旨で、第2項としてか、条を別にするかわかりませんが、可燃ごみ施設ということで限定した形での表現で。

A 委員 : 条文は、別だと思います。

A 参与 : はい。それはまた検討させていただきますが、そういう趣旨で、可燃ごみ限定で本文に入れることは、私のほうは問題はないと思っています。

B 参与 : 今、A参与から話があった中身どおりと、私も考えています。あり方というだけではよくわからないということでもありますし、稼働期間と、その他あり方という形で。なおかつ最初議論していたときに、15条、協定の期間というところで、これも、最初のところは覚書というような話もなかったんですね。ただ、そこをどう工夫ができるのかという過程の中で、では、覚書でこういうふうな形を設けたらどうかというふうな考えをしました。ただ、議論していると、やはり覚書も、本協定の中の、しかもこの協定の期間、そして覚書の中身、内容についても、意味合いというか、非常に重いわけですから、それはもうF委員が先ほどおっしゃったとおりですので、そういう意味では、本条、協定の中に取り込んで、先ほど言った

ような形の中で修正していきたいと考えております。

B 委員 : 我々としては、適地選定のときから、私は平成11年からかかわっているんですけども、焼却施設が本命だとか、そういうことを言われると、我々近隣としては腹が立つんですよ。こんなに狭いところで、こんなものを建てることはないだろう。調布だったら、16ヘクタールの下水道の用地があるのだから、あっちへ行けど。にもかかわらず、非常に近いとか、土地の取得が早いとか、工期が短縮できると、いろいろな理屈をつけて、適地選定でここに決まってしまったわけです。それで、焼却施設が主で、向こうの不燃物が従だ、そういうことはないと思う。今、言いましたね。焼却施設が主だから、それに従いましょうというような発言もあるやに聞こえたんですけども、そうじゃない。我々からすれば、こういうような施設、いわゆる迷惑施設、我々は我慢しているのですから、だから、皆さんも管理者も、副管理者も最大限に我々に住環境は最善を尽くしますと言っているわけですよ。にもかかわらず、そういうようなことを言われると、全く心外だ。A参与は、多分そんなこと思っていないでしょうけれども。

A 参与 : 思っていないです。

B 委員 : そういうことを考えると、このところ、ほんとうに。見てくださいよ、この工事協定というのありますけれどもね。工事協定、きょう配ってありますよ。説明していないですよ。

a 副会長 : もう終わりました。

B 委員 : 終わったの。これを見ますと、すごいんですよ。工事用車両の運行については、関係官庁との打ち合わせ事項を遵守し。関係官庁と。おれたちと、どうしてやらないですか。それ、1点。5条3項。書いてありますよ。関係官庁とやったらいいのだというようなことが書いてありますよ。これは、B参与、特に副管理者とは、我々とルートについてちゃんとやりましょうという約束になっていますから、もう一回ちゃんとやってください。それが2点目。回答はいいです。

D 委員 : 確かに今、ちょっと言ってみたものの、大変失礼なことを言ったのかなと反省しました。やはり不燃ごみだって、ちゃんと対象にしないといけな。ただ、私が申し上げたいのは、こういう文章だと、この協定がエンドレスにずうっと続くわけですよ。終わりが無いわけですよ。それだっ

たら、やはり20年とか30年とか、そういうことをきちんと歯どめしておかないと、やはり終わりのないものなんてないはずなので、それはちょっと考えてほしいと思います。だから、確かにB委員の今の発言で、私、失礼なことを申し上げたと思います。これは反省しますが、言いたいことは、こういう文章だとまずいと。だから、何か歯どめが必要だということをお知らせしたので、ちょっとご検討いただきたい。

会 長 : ほかにありましたら。意見は出尽くしたということで、よろしいでしょうか。

B 委員 : だから、先ほどの12条、後で回答くださいよ。

会 長 : きょうの議論を踏まえて、事務局で修正していただき、協定書の最終案としたいと思います。字句の調整、てにをはに関しては、正副会長に一任をいただきたいということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 : 次回は、皆様に最終案の確認をお願いしたいと思います。それでは、3番目、その他、次回日程に移らせていただきます。

### 3 その他

#### 次回日程

(日程調整)

会 長 : 次回日程は10月16日ということで、時間は6時半、ここの場所ということで、お願いしたいと思います。きょうは、大変お疲れさまでございました。

20時33分 散会